



主 な 内 容

消防出初め式	2P ~ 3P
議会だより	3P ~ 5P
お知らせ	5P ~ 7P
税務課からのお知らせ	8P
健康メモ	9P
石井町の台所事情	10P ~ 11P
ふれあい広場	12P ~ 13P
後期高齢者医療	14P

石井町成人式（1月2日・中央公民館）

新成人たちは、格好いいスーツ姿や華やかな着物姿で成人式に出席し、会場はとても華やかな雰囲気になっていました。

式典では、新成人の代表3名が抱負を述べ、司会進行も新成人が行いました。

皆さんのこれからの活躍を期待しています！

町民のうごき

総 数 26,909人・男 12,826人・女 14,083人・世帯数 9,450世帯 平成20年1月1日現在

石井町の広報

- 『文字放送』（石井有線テレビ） 毎日
- 『石井町政だより』（徳島新聞・ホームページ） 毎月第3火曜日
- 『ホームページ』 <http://www.town.ishii.lg.jp/>

年頭の
ごあいさつ



石井町長

新年あけましておめでとう
ございます。皆さまには、平成
20年の新春を清々しくお迎
えのこととお喜び申し上げます。

昨年中は、市政の様々な分
野にわたり、温かいご理解と
ご協力をいただき厚くお礼申
上げます。

昨年は、安倍内閣から福田
内閣へと政権は変わりましたが、厚生労働省の年金・葉害
問題及び防衛省の業者選定問
題等により、国民は政治不信
を抱いています。また、安倍
内閣、福田内閣ともに小泉内
閣が進めてきた「改革」路線
を継承し、国の構造改革、財
政改革により、地方自治体は
益々厳しい行財政運営を強い
られています。今、国も地方
も無駄をなくし、ガラス張りの
政治を行うことが強く求め
られています。

本町においても、硬直化する
財政事情にあつて、健康で
快適な生活が持続可能なまち

づくりの実現に向けて、子育
て支援、高齢者や障害者福祉
教育環境の充実、道路や排水
など社会基盤の整備、南海地
震対策に向けた学校・公共施
設の耐震化事業など山積する
行政需要に的確に対応しなけ
ればなりません。職員が一丸
となり、社会情勢の急激な変
化や多様化する住民のニーズ
に主体的、自主的に取り組み、
効率的な行財政運営に努めて
まいりますので、どうか変わ
らぬご協力を賜りますようお
願い申し上げます。

皆さまのご健康とご多幸を
心からお祈り申し上げます、
新年のごあいさつといたしま
す。

石井町議会議長

明けましておめでとうござ
います。皆さまにおかれまし
ては、希望に満ちた新しい年
の始まりをお健やかに迎え
ることと心よりお慶び申し上
げます。

昨年は、自然環境の変化や
天候異変などによって、全国
各地で最高気温を塗り替える
記録的な猛暑となりましたが、
今年が明るい一年になります
ことを心よりお祈り申し上げ
ます。

国から地方への税源移譲・
権限移譲を基本とする地方分
権改革は、地方の行財政運営
を自主・自立させるため不可
欠なものであり、これからも
実現に至るまで最大限の努力
を傾注していかなければなり
ません。

しかし、現下の町村を取り
巻く環境は、少子高齢化の進
行に加え、地域経済も景気回
復を実感できるまでに至らな
い極めて厳しい状況にあり、
都市と町村の地域間格差もま
た急速に拡大しております。

石井町も現在厳しい行財政
運営を迫られており、先の選
挙で議会議員も定数削減を実
施いたしました。夢や希望
を与えることができる個性豊
かで、新しい時代にふさわし
い魅力と活力にあふれるまち
づくりを進めるためにも、最
大限の努力をまいります。
今後も、皆さまの声をしつ
かりと受け止めご期待に添え
るよう努力をいたしますので、
ご支援ご協力を賜りますよう
お願い申し上げます。
新しい年を明るく楽しく元
気に過ごされますよう、心か
らお祈り申し上げます。新年
のごあいさつといたします。



石井分団第4部 喜多 俊夫
浦庄分団第1部 岩佐伸一郎

浦庄分団第1部 小泉 暢治
藍畑分団第6部 井内 孝明
高川原分団第3部 柏木 友晴

高川原分団第5部 武富 宣茂
石井分団第1部 班長 久米 直樹
浦庄分団第1部 林 和正
高原分団第3部 片保 好弘
高原分団第4部 池北 哲也
藍畑分団第6部 増田 哲也
高川原分団第1部 以西 克敏

高川原分団第2部 井内 功

石井分団第2部 班長 山口 弘司
浦庄分団第3部 班長 仁木 経隆

浦庄分団第4部 班長 外山 健司
藍畑分団第1部 班長 山本 猛
藍畑分団第3部 班長 高力 治
藍畑分団第4部 班長 丁子 哲也
高川原分団第5部 班長 久米 博文

1月6日(日)に石井中
学グラウンドで新春恒例の消
防出初め式が行われ、消防団
員ら245人が参加しました。

永年消防活動等に功勞の
あつた団員らに表彰状や感謝
状が贈られました。
表彰されたのは、次の方々
です。(敬称略)

徳島県知事表彰

個人表彰

名西消防組合 消防司令

後藤 雅俊
浦庄分団 副分団長

天羽 啓二
高川原分団第5部 班長

久米 博文

精績章

石井分団第1部 班長 久米 直樹
浦庄分団第1部 林 和正
高原分団第3部 片保 好弘
高原分団第4部 池北 哲也
藍畑分団第6部 増田 哲也
高川原分団第1部 以西 克敏

徳島県消防協会名西地方分
会長表彰

高原分団第1部 班長 山口 弘司
石井分団第2部 班長 仁木 経隆

浦庄分団第3部 班長 外山 健司
浦庄分団第4部 班長 山本 猛
藍畑分団第1部 班長 高力 治
藍畑分団第3部 班長 丁子 哲也

議会だより

平成19年第4回定例町議会を12月12日から20日までの9日間の日程で開催しました。本定例会に提出された議案は原案どおり可決されました。

条例の制定

●石井町母子福祉年金支給条例を廃止する条例について

平成20年度から母子福祉年金の支給を廃止するため、本条例を制定しました。

条例の一部改正

●石井町乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について

平成20年度から乳幼児等医療費助成事業の支給対象年齢を改正するため、本条例を改正しました。

●石井町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

人事院勧告及び徳島県人事委員会勧告に基づき本条例を改正しました。

●石井町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律が施行されたことに伴い本条例を改正しました。

●石井町重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について

老人保健法の一部改正に伴い本条例を改正しました。

補正予算

●平成十九年度石井町一般会計補正予算(第二号)

補正額

△六、五九八万九千円

予算の総額

七四億三、一三九万八千円

主な歳出の内容

- ・退職手当組合負担金 五、七三五万九千円
- ・旧老人ホーム施設解体事業 二、三三〇万八千円
- ・児童手当 二、〇〇五万円
- ・町道高原33号線改良事業 △一億一千万円
- ・給与費及び共済費 △八、一七三万六千円

●道路新設改良に係る県営事業負担金 △九〇〇万円

主な歳入の内容

- ・普通交付税 一億七、九三三万八千円
- ・町民税及び固定資産税現年課税分 五、一〇〇万円
- ・財政調整基金繰入金 △二億七、四八八万一千円
- ・地方道路交付金事業国庫補助金 △五、五〇〇万円

●平成十九年度石井町国民健康保険特別会計補正予算(第一号)

補正額

一億八、二七一万九千円

予算の総額

二九億五、九〇〇万六千円

主な歳出の内容

- ・保険給付費 一億五、二六三万九千円
- ・老人保健拠出金 三、一二二万五千円
- 主な歳入の内容
- ・前年度繰越金 一億一、〇九二万七千円
- ・療養給付費国庫負担金 三、二七〇万六千円

●平成十九年度石井町老人保健特別会計補正予算(第一号)

歳入歳出既決予算額31億円内で予算の組み替えを行いました。

藍畑分団第5部	浜口 裕太	元浦庄分団第2部	部長
高川原分団第1部	白木 唯文	元浦庄分団第2部	西村 敏寛
●石井町長表彰		元浦庄分団第4部	佐藤 正昭
高川原分団第5部	清水 勝	元浦庄分団第4部	西内 正勝
浦庄分団第2部	班長 浩英	元浦庄分団第4部	新井 光次
浦庄分団第4部	後藤 鉄二	元高原分団第1部	犬伏 淳一
浦庄分団第5部	内藤 泰典	元高原分団第3部	宮内 正仁
高原分団第3部	猪口 幸治	元高原分団第3部	多田 光晴
高川原分団第1部	井内 徳弘	元藍畑分団第1部	澤野 史明
高川原分団第4部	班長 宗仁	元藍畑分団第4部	記本 浩徳

●退職消防団員感謝状		元高川原分団第1部	清重 幸則
元藍畑分団第5部	部長 鈴鹿 勝	元高川原分団第5部	福田 耕志
元石井分団第2部	班長 福島 茂樹	(防犯功労)	
元石井分団第2部	藤城 俊介	高原分団	副分団長
元石井分団第3部	岡田 匡範	藍畑分団	副分団長
元石井分団第4部	班長 永田 心吾	石井分団第4部	部長 吉成 道明
元石井分団第7部	近藤 嘉昭		(敬称略・順不同)
元石井分団第7部	大栗 禎男		
元浦庄分団第1部	上杉 一洋		

平成 18 年度 決算

町行政全般をまかなう一般会計の平成 18 年度決算額は、歳入総額 76 億 7,322 万 1 千円、歳出総額 74 億 354 万 4 千円で、歳入歳出差し引き 2 億 6,967 万 7 千円の黒字でした。

(単位：千円)

区 分	会計名 一般会計	特 別 会 計				
		国民健康保 険特別会計	老人保健 特別会計	住宅新築資 金等貸付事 業特別会計	給与集中 管理特別 会 計	介護保険 特別会計
歳 入 総 額	7,673,221	2,759,637	2,924,537	29,125	1,436,633	1,994,276
歳 出 総 額	7,403,544	2,597,709	2,908,852	26,689	1,436,633	1,906,799
歳入歳出差引額	269,677	161,928	15,685	2,436	0	87,477
繰越明許費繰越額 (翌年度へ繰り越すべき財源)	17,770	0	0	0	0	1,419
実 質 収 支 額	251,907	161,928	15,685	2,436	1,436,633	86,058

●平成十九年度石井町給与集中管理特別会計補正予算(第一号)

補正額

△六、〇六六万九千円

予算の総額

一四億九三二万二千円

主な歳出の内容

・給料

△四、七二六万九千円

・職員手当等

△一、三六一万二千円

歳入の内容

・給与振替収入

△六、〇六六万九千円

●平成十九年度石井町介護保険特別会計補正予算(第二号)

補正額

△二〇四万五千円

予算の総額

二〇億八、九一八万八千円

歳出の内容

・職員給与費

△二〇四万五千円

・一般会計繰入金

△二〇四万五千円

そ の 他

●町道の認定について

宅地開発内の道路を町道に認定することについて、道路

法第八条第二項の規定に基づき議会の議決を得ました。

●町道の変更について

宅地開発内の道路を町道に認定したことに伴い、町道路線の変更が生じたため、道路法第十条第三項の規定に基づき議会の議決を得ました。

人 事

●石井町監査委員選任の同意について

平成19年8月31日付けで前任者が辞職したことに伴い、その後任に近藤忠夫氏を選任することが同意されました。

●石井町教育委員会委員任命の同意について

平成19年4月30日付けで前任者が辞職したことに伴い、その後任に石川一郎氏を任命することが同意されました。

●石井町教育委員会委員任命の同意について

平成19年8月31日付けで前任者が辞職したことに伴い、その後任に村山一行氏を任命することが同意されました。

●石井町教育委員会委員任命の同意について

平成19年12月24日付けで前任者が辞職したことに伴い、

その後任として清重泰良氏を任命することが同意されました。

請 願

不採択

●非核日本宣言を求める意見書の採択に関する請願書

●乳幼児医療費助成の拡充を求める請願書

●教育条件の整備に関する請願書

●児童扶養手当減額の見直しを求める請願書

●後期高齢者医療制度に関する請願

●医師・看護師などを大幅に増員するための法改正を求める請願

●国の責任で「消えた年金」問題を早急に解決すること及び最低保障年金制度の実現を求める請願

●公的年金控除、老年者控除、定率減税の縮小・廃止をやめ、もとに戻す請願

町政の概要

●子育て支援

乳幼児医療制度は、対象年齢が0歳～7歳未満児となつていますが、平成20年4月1日より町単独事業として、助成対象年齢を通院・入院ともに9歳未満まで拡充し、医療費負担を軽減したいと考えています。

また、仕事と家庭の両立を応援するためファミリーサポートセンターを平成20年度より徳島市、小松島市、勝浦郡、名西郡、名東郡内の市町村と広域実施する予定です。

●学校教育関係について

放課後等の子どもたちの適切な遊び場や生活の場を確保するため、平成20年度より放課後子どもプランを石井小学校で実施する予定です。

●AEDの整備

AED（自動体外式除細動器）を町内すべての学校施設に設置することができました。今後は、不測の事態に備えるため、教職員と保護者等を対象とした救命講習会の実施を各学校単位で計画しているところです。

また、役場庁舎にもAEDを設置し、職員を対象に石井消防署において救命救急法の講習会・訓練を実施しました。

●後期高齢者医療制度

75歳以上の者が加入する新たな医療制度「後期高齢者医療制度」が平成20年度から実施されますが、平成19年11月の広域連合の臨時議会で、後期高齢者医療制度に関する条例が定められました。現在は、事業実施に係る事務処理等について、広域連合と市町村間において検討を重ねているところです。

今後は、制度施行に向けた関係条例案、また平成20年度予算案等について、2月の広域連合議会で諮られる予定になっていきます。

●建設課関係の事業

都市・地域整備局所管補助事業石井駅山路線街路新設事業については、国道192号線から石井駅前へのアクセスを改善するため、国土交通省と協議を重ねてきたところ、その協議が整い、舗装工事（町道側延長184m・国道側延長140m・契約金額1,877万4千円）を発注し、年度内に供用を暫定的に開始

する予定です。

国土交通省道路局所管補助事業として幹線道路の整備を進めている町道高原33号線改定の決定で予算を修正することになりました。今後は、地元関係者と調整を図りながら再開を前提として、関係機関への働きかけを一層強化したいと考えています。

●入札の改善

特定の業者に事業の発注が集中しないようにするため、入札の改善を行い「公平・公正な入札」を目指します。現在までの、入札の落札率は70%台を前後で推移し、健全な入札が行われています。

●「第22回国民文化祭・とくしま2007」について

平成19年11月3日に石井中学校体育館で開催した「民俗芸能の祭典・獅子舞」には、県外9団体・県内10団体の参加があり、町内からは石井町無形文化財の「高川原勇獅子」が参加し熱演を披露しました。当日は、体育館東側で石井町ボランティアフェスティバルを同時開催したこともあり、会場は大盛況でした。本大会の運営にご協力いた

だきました関係各位の皆さまに厚くお礼申し上げます。

●テニスコートの補修

前山公園のテニスコートの補修工事は、1面は従来通りの人工芝によるコートで施工し、残り2面はハードコートで補修しています。テニスコートを3面同時に使用できるように工事を発注しています。

●いいドームについて

平成19年3月末で廃止していた無料送迎バスを、運営業務を委託している岡田企画株式会社が、運行に関する費用を自己負担するということで、平成19年11月13日から町内と国府町の西部地域を巡回経路の範囲として運行を再開しています。

●指定管理者制度の導入

いいドームや中央公民館の指定管理者制度の導入に向けて、行政内部の検討が必要のため総務課、社会教育課、建設課、企画調整プロジェクトなどの関係職員が連携し、他市町村の現状等を調査し、あらゆる角度から検討を重ねていきます。

石井町議会の

テレビ放映について

石井町議会は、これまで町長の所信表明のみを石井有線放送で放映していましたが、平成19年第4回定例町議会より、議案説明・一般質問・議案審議についても石井有線放送で放映を始めた。ぜひ、ご覧ください。

お知らせ



information

募 集

放送大学学生募集

平成20年4月

マイペース（テレビ・ラジオ）で自宅学習できます。1科目からでも学べます。

出願受付期限

（教養学部・大学院《選科生・科目生》）

2月29日（金）必着

※放送大学徳島学習センター

TEL 602-0151

広報モニター募集

紙面づくりに
ご協力ください!



『広報いしい』をはじめとする石井町が行う広報をより良いものにするため、広報モニターを募集します。

応募資格 18歳以上の方(平成19年度にモニターをされている方も継続して応募できます。)

募集人員 10名程度

活動内容 石井町の広報事業に関するアンケートに回答してください。

期間 平成20年4月～平成21年3月

申込方法 ハガキに住所、氏名、年齢、電話番号を記入し、郵送してください。

〒779-3295

企画財政課 広報モニター係
電話でも受付します。

申込期限 2月29日(金)

※企画財政課
Tel 674-7501

暮らし

国の教育ローン

「国の教育ローン」は、高校や大学、短大、専修学校などに入学・在学するお子さまをお持ちのご家庭を対象とした公的な融資制度です。

融資金額 学生・生徒1人あたり200万円以内
利率 年2.5%
(平成19年11月28日現在)

返済期間 10年以内

※「国の教育ローン」コールセンター(ナビダイヤル)
Tel 0570-008656
国民生活金融公庫徳島支店
Tel 622-7271

環境保全にご協力ください

①野焼きは禁止されています

「近所でごみを燃やしている、煙や臭いで困っている」、「洗濯物に臭いがついて困っている」など野焼きに関する苦情が多く寄せられています。野焼き(廃棄物の野外焼却)は一部の例外を除き法律で禁止されており、法律で罰せられます。地面に穴を掘っての焼却、ドラム缶やブロック囲いでの焼却などは野焼きと

同じです。周辺住民への迷惑、ダイオキシン類など有害物質の発生の原因にもなりますのでやめましょう。

②共葬墓地の美化について

墓地敷地内に、ゴミが散乱しているため環境衛生的に良くないといった苦情が多くなっています。墓地の美化にご協力ください。

※福祉生活課
Tel 674-1116

徳島県最低賃金のお知らせ

最低賃金名	金額	効力発生日
徳島県最低賃金	625円	平成19年10月21日
紡績・織物業	652円	平成15年12月21日
造作材・合板・建築用組立材料製造業	762円	平成19年12月21日
一般機械器具製造業	779円	平成19年12月21日
電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイス製造業	733円	平成19年12月21日

※徳島労働局

Tel 652-9165

建設リサイクル法を知っていますか?

建築物を壊すときは、事前に知事に届け出が必要で知っていますか? 建築物を建てる時に建築申請が必要のように壊すときにも届出が必要です。届出をしないと20万円以下の罰金に処せられます。

※川島土木事務所
Tel 0883-26-3714

<分別解体等及び再資源化等が義務づけられている工事>

工事の種類	規模の基準
建築物の解体	延べ床面積 80㎡
建築物の解体新築・増築	延べ床面積 500㎡
建築物の修繕・模様替等(リフォーム等)	工事金額 1億円
その他の工作物に関する工事(土木事業等)	工事金額 500万円

内容		罰則
分別解体等の実施	対象建設工事の届出	20万円
	対象建設工事の変更の届出	20万円
	対象建設工事の届出等に係る変更命令	30万円
	分別解体等義務の実施命令	50万円
再資源化等の実施	発注者への報告の記録	10万円(過料)
	再資源化等義務の実施命令	50万円
解体工事業	登録	懲役1年50万円
	登録更新	懲役1年50万円
	変更の届出	30万円
	廃業等の届出	10万円(過料)
	登録取り消し等の場合における解体工事の措置	20万円
	技術管理者の設置	20万円
	標識の掲示	10万円(過料)
	帳簿	10万円(過料)
	立入検査	20万円
	報告の徴収	20万円
事業停止命令	懲役1年50万円	
雑則	報告の徴収	20万円
	立入検査	20万円

年金記録を届けます

基礎年金番号に結びついていない約5,000万件の記録との名寄せ(氏名・性別および生年月日の突き合わせ)を行うことにより、すべての皆さまに、平成19年12月以降、順次、加入履歴(ねんきん特別便)をお送りします。

《発送スケジュール》

①記録が結びつくと思われる年金受給権者及び被保険者へ
平成19年12月〜

平成20年3月

②結びつく記録がないと思われる年金受給権者へ
平成20年4月〜5月

平成20年4月〜5月

③結びつく記録がないと思われる被保険者へ
平成20年6月〜10月

平成20年6月〜10月

★ねんきん定期便の本格実施

平成21年4月〜

※ねんきん特別便専用ダイヤル
Tel 0570-058-555

自販機でのたばこ購入方法が変わります

四国4県では、未成年者喫煙防止の取り組みの一環として、本年5月より自販機でのたばこ購入に専用の「Cカード」

が必要に「taspo (タスポ)」が必要に

なります。

2月からカードの申込受付を開始します。申込書は、たばこ

販売店頭などで入手できます。年会費・手数料は無料です。



▲ taspo カード

※taspoダイヤル
Tel 0120-222-180

http://www.taspo.jp/

ご存じですか

自動車事故が原因で死亡または重度後遺障害者となられた場合に、交通遺児等への育成資金貸付と重度後遺障害者への介護料支給を行っています。

対象者や金額など詳細についてはお問い合わせください。※独立行政法人自動車事故対策機構徳島支所

Tel 631-7799

新農業者年金に加入しよう

メリット1 少子高齢化を先取りした、将来の年金支給に必要な年金原資を加入者自身で積み立てていく「積み立て方式」で、財政上安定した制度です。

なお、年金給付額は、加入者が納めた保険料とその運用益により額が決定する「確定拠出型」となっています。

メリット2 農業者年金は、農業の担い手を確保するとい

う農業政策の柱と位置づけられている関係で、認定農業者や青色申告者等の意欲ある担い手に対して、国からの政策支援としての保険料助成がある唯一の政策年金です。

メリット3 納付した保険料の全額が社会保険料控除の対象となります。

メリット4 死亡の場合には、80歳まで受け取る予定であった年金額が一時金として支払われます。

メリット5 月額保険料は2万円(通常保険料)から千円刻みで最高6万7千円まで自由に選択できます。

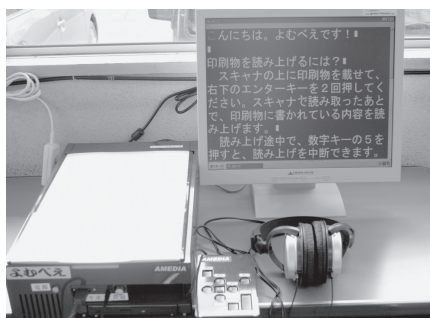
※農業委員会

Tel 674-7507

ご自由にご利用ください

視覚障害者等情報支援緊急基盤整備事業により、視覚・聴覚障害者の皆さんの情報支援のため、住民課・中央公民館図書室に「音声・拡大読書機よむべえ」を、福祉生活課に「活字文書読み上げ装置スピーチオ」「携帯型拡大読書器ルッキー」を、福祉生活課・住民課、長寿社会課に「助聴器」を、各課窓口に「筆談器」を設置しました。

これらの情報支援機器は高齢者の皆さんの情報支援にも幅広くご利用いただけます。役場や中央公民館へお越しの際は、ご自由にお使いください。



▲よむべえ

※福祉生活課

Tel 674-1116

清掃センターからのお知らせ

平成19年12月5日に、清掃センターの焼却灰、飛灰、排気ガス等のダイオキシン検査を行うためのサンプル採取を住民立ち会いのもと実施しました。検査結果は、次回の広報でお知らせします。



※清掃センター

Tel 674-6842

税務課からの
お知らせ

確定申告と納税はお早めに

所得税の確定申告及び贈与税の申告は、**3月17日(月)**が申告・納付の期限です。

消費税及び地方消費税(個人事業者)の確定申告は、**3月31日(月)**が申告・納付(税務署)の期限です。

申告書はご自分で書いて、提出してください。納期限までに最寄りの金融機関で納付を済ませてください。また、振替納税を利用している方は、確実に振替納付ができるよう残高の確認をしてください。

所得税 **4月22日(火)**
消費税及び地方消費税 **4月24日(木)**

申告相談日(土日を除く)

- 藍畑地区 2月18・19日
- 高原地区 2月20・22日
- 高川原地区 2月25・28日
- 石井地区
- 【旧石井・重松】2月29日
- 3月3・6日
- 【城ノ内・白鳥・尼寺・内谷】3月7・10日

○浦庄地区 3月11・14日
○予備日 3月17日

受付時間 午前9時～11時
30分、午後1時～3時

中央公民館2階会議室

所得税がかからない方も、住民税や国民健康保険税の計算に必要ですので、通知した日時に会場へお越しください。◎注意 原則として決められた相談日に申告相談を受けてください。ただし、都合により来られない場合は、申告期間中の受付時間内であれば、各地区別に関係なく申告相談を受付します。

住民税の住宅ローン控除
(住宅借入金等特別税額控除)

税源移譲により、所得税が減額となり、控除できる住宅ローン控除額が減る場合があります。

平成11年から平成18年末までに入居し、所得税の住宅ローン控除を受けている方で、平成19年分の所得税から控除しきれない額が発生した場合、**3月17日**までに、平成20年1月1日現在お住まいの市町村へ**住宅借入金等特別税額控除申告書**を提出するこ

とにより、翌年度の住民税(所得割)から控除できます。

申告書提出方法

所得税の確定申告をしない方
源泉徴収票を添付して市町村へ提出

所得税の確定申告をされる方
確定申告書とともに税務署へ提出

年金受給者等に対する確定申告相談会の開催について

徳島税務署・税務課では公的年金等をもらっている方を対象とした申告相談会を次のとおり開催します。

とき **2月4・5日**

午前9時30分～午後4時

中央公民館2階

必要書類

- ①申告書用紙(事前に送付されている方)
- ②公的年金等の源泉徴収票、公的年金以外に収入のある方はその所得の計算に必要なもの(給与所得の源泉徴収票など)
- ③生命保険料、地震保険料の支払証明書
- ④国民健康保険料の支払額
- ⑤国民年金保険料等の支払をした旨を証する書類(社会保険料(国民年金保険料)控除証明書など)

⑥医療費の領収書(原則として、平成19年中に実際に支出した医療費が10万円を超える方)

⑦印鑑、預金口座番号(申請名義人のものに限り)が分かるもの

⑧筆記用具、計算用具など

Tel 674-11115

徳島税務署の確定申告会場は「アステイとくしま」です

確定申告会場

アステイとくしま3階

第2特別会議室

受付期間

2月1日(金)～3月17日(月)

時間 午前9時～午後4時

(土日祝日除く。ただし、2月24日、3月2日の日曜日は確定申告の相談・申告書の受付が行われず)

◎この間は、徳島税務署庁舎内に確定申告会場が設けられています。

なお、イベント等により無料駐車場が利用できない場合は、有料駐車場をご利用いただけます。ご理解とご協力をお願いします。

※徳島税務署

Tel 622-4131

インターネットで申告書作成

国税庁ホームページでは、所得税、贈与税及び個人事業者の消費税(地方消費税を含む)の申告書を作成することができます。また、インターネット(国税電子申告・納税システム)を使えば、インターネットを利用し申告、申請・届出等を行うことができます。

①最高5千円の税額控除

本人の電子署名及び電子証明書を付して所得税の確定申告を期限内にインターネットで行うと、最高5千円の所得税の税額控除を受けることができます。

②添付書類が提出不要

所得税の確定申告をインターネットで行う場合、医療費の領収書や源泉徴収票等は、提出に代えて、記載内容を入力して送信できるようになっています。

③還付金がスピーディ

インターネットで申告された還付申告は早期処理されます。

(3週間程度に短縮)
 ※国税庁ホームページアドレス
<http://www.nta.go.jp>

固定資産税(償却資産)の申告について

償却資産の所有者は申告書を提出してください。

提出期限 1月31日(木)

提出部数 1部

提出先 税務課固定資産税係
 ※税務課

Tel 674-1115

祝百歳



寺田 ゆう さん(竜王)
 明治40年11月4日生まれ

めでたく百歳をむかえられた寺田さんに県から祝状と記念品、町から祝状と祝い金が贈られました。いつまでも、お元気で過ごして下さい。

健康メモ

インフルエンザについて



新年明けましておめでとう
 ございます。新しい年を迎え、みなさんいかがお過ごしでしょうか。さて、今回の健康メモは、冬の代表的な感染症である「インフルエンザの病態とその予防法」について、お話しします。



表1 インフルエンザとかぜの違い

	インフルエンザ	か ぜ
病 原	インフルエンザウイルス	アデノウイルスなどのウイルスやその他の細菌
感 染 力	感染力が強く、短期間で流行する	感染力が弱く、徐々に広がっていく
主な症状	①悪寒、関節痛、筋肉痛等の全身症状 ② 38℃以上の発熱(3～4日間)	①鼻水、くしゃみ、咳、咽頭痛 ②微熱程度の発熱
合 併 症 (重症化)	気管支炎、インフルエンザ肺炎、細菌性脳炎、脳症	まれである(ほとんどない)

③室内の湿度を保つ
 インフルエンザウイルスは、乾燥した状態で活発に活動します。その活動を抑えるためにも、加湿器などを使って部屋の湿度を保ちましょう。その際、定期的に室内の換気も必ず行いましょう。

④体力を保つ
 体力が低下すると、病気に対する抵抗力も低下するため、インフルエンザウイルスに感染しやすくなります。バランスのとれた食事(回数・内容)、十分な睡眠、そして、あまり厚着をしないように心がけましょう。

〜普通のかぜと違う?〜

みなさんは、普通のかぜとインフルエンザを混同してはいませんか。

普通のかぜは、のどの痛み・鼻水・くしゃみや咳などの症状が中心で、発熱も微熱程度です。ほとんどの場合が重症化せず、治まります。

一方、インフルエンザは、主な症状として悪寒や関節痛などの全身症状があり、38℃以上の発熱をとまいません。また、気管支炎や肺炎、乳幼児では熱性けいれんなどを併発し、重症化することがあります。(表1)

インフルエンザの予防法

〜予防接種編〜

まずは、流行前に予防接種を受けることです。なぜ流行前の接種が必要かというと、インフルエンザの予防接種は接種してから約2週間かかって抗体ができ、効果が発揮されるからです。流行前というとだいたい11月頃ですが、昨シーズンのように3月や4月になっても流行が続いていることもあるので、まだ接種していない人は、かかりつけ医とよく相談することをおすすめします。

〜日常生活編〜

①流行期には人混み避ける
 人混みを避けるといっても外出しないわけにはいかない。外出時はできるだけマスクを着けるようにしましょう。マスクを着けることによって、他人からの感染を防ぐとともに、他人に感染させられることも防ぐ効果があります。

②外出後は、必ずうがい・手洗いを
 うがいや手洗いも、うがい薬や殺菌効果のあるハンドソープを使って、念入りに行うことを心がけましょう。

「乳幼児医療よりおしらせ」

20年2月診療から社会保険加入者は乳幼児等医療費請求書を病院等で提出する必要があります。

※石井町保健センター

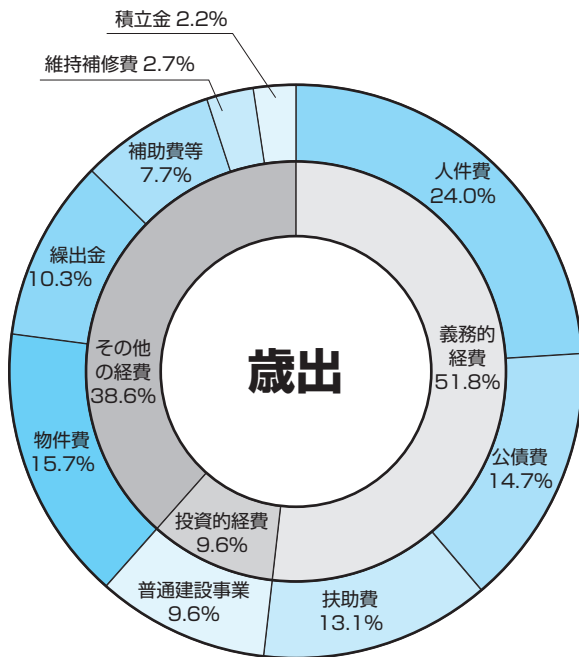
Tel 674-10001

石井町の台所事情

②歳出決算額および構成比

(単位：千円)

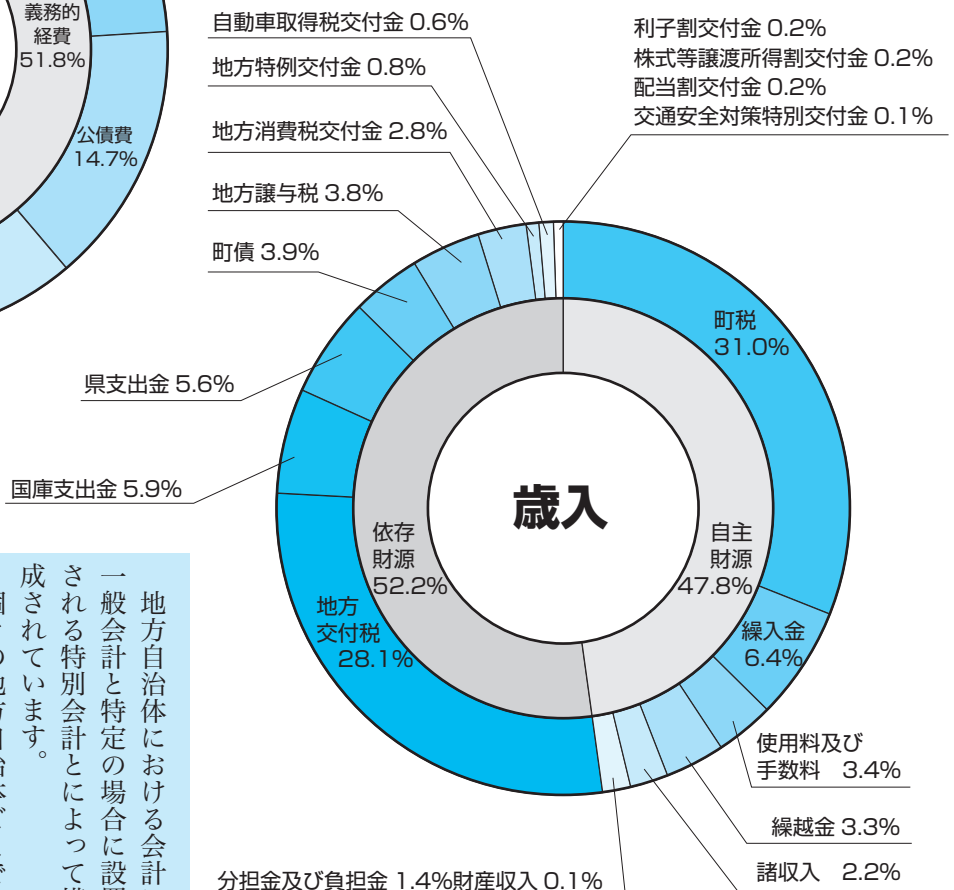
区	分	決算額	構成比
義務的経費	人件費	1,777,681	24.0%
	公債費	1,087,450	14.7%
	扶助費	969,503	13.1%
投資的経費	普通建設事業	715,049	9.6%
	災害復旧事業	0	0.0%
その他の経費	物件費	1,168,578	15.7%
	繰出金	767,953	10.3%
	補助費等	571,468	7.7%
	維持補修費	199,930	2.7%
	積立金	160,592	2.2%
	投資及び出資金	0	0.0%
合計		7,418,204	100%



①歳入決算額および構成比

(単位：千円)

区	分	決算額	構成比	
自主財源	町税	2,385,918	31.0%	
	繰入金	493,470	6.4%	
	使用料及び手数料	259,902	3.4%	
	繰越金	257,117	3.3%	
	諸収入	168,848	2.2%	
	分担金及び負担金	110,145	1.4%	
	財産収入	11,604	0.1%	
	寄付金	300	0.0%	
	依存財源	地方交付税	2,158,202	28.1%
		国庫支出金	455,618	5.9%
県支出金		432,654	5.6%	
町債		301,200	3.9%	
地方譲与税		293,588	3.8%	
地方消費税交付金		216,426	2.8%	
地方特例交付金		58,639	0.8%	
自動車取得税交付金		43,492	0.6%	
利子割交付金		14,598	0.2%	
株式等譲渡所得割交付金		12,127	0.2%	
配当割交付金	11,813	0.2%		
交通安全対策特別交付金	4,656	0.1%		
合計		7,690,317	100%	



地方自治体における会計は、一般会計と特定の場合に設置される特別会計とによって構成されています。個々の地方自治体ごとで各会計の範囲が異なっているため、各市町村の財政状況を比較する場合、統計上統一的に普通会計という会計区分がよく用いられています。石井町では、一般会計と住宅新築資金等貸付事業特別会計とによって構成されています。

平成 18 年度石井町普通会計決算

〈表 1〉 町債・基金現在高

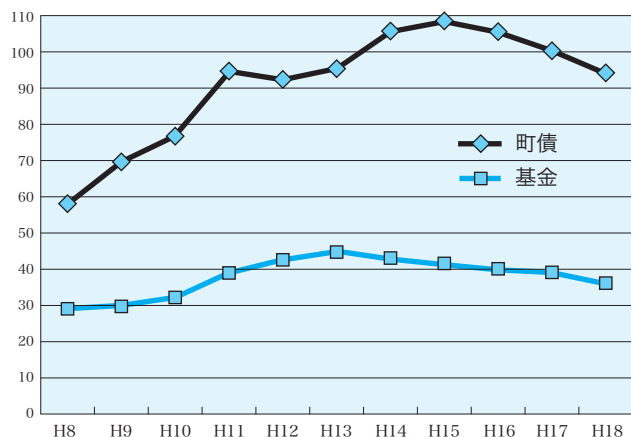
(単位：千円)

平成 18 年度末現在高	
町 債	9,451,244 千円
基 金	3,640,790 千円

地方公共団体が財政を運営していく上での原則のひとつに、会計年度独立の原則というものがあります。これは、その年度中の支出は、同じ年度中の収入をもって充てなければならぬというものです。

しかし、施設の建設などの多額な事業をすると、そうもいきません。各年度間の負担を平準化したため、収支の均衡を図ったりするために、地方債を起こしたり、積み立てている基金を取り崩したりして、財源を確保します。

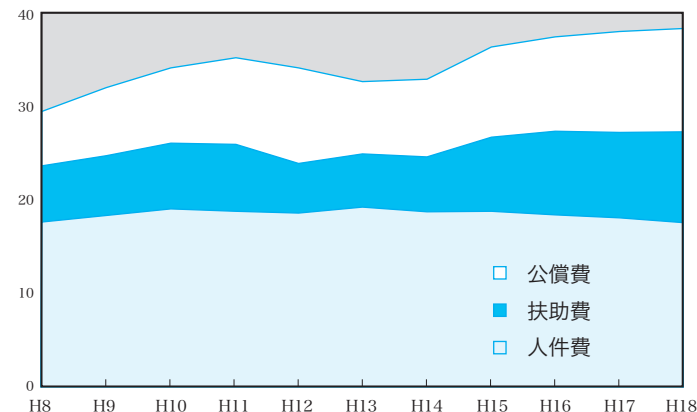
億円 〈図 A〉 町債・基金年度末現在高の推移



地方債とは、地方公共団体が会計年度を超えて行う借入れのことをいい、町が起こす地方債のことを町債といいます。地方債は原則として投資的経費（建設事業関係の経費）の一定部分に充てられます。そして、公債費（元利償還金）として後年負担します。

積立金とは特定の支出目的のため、年度間の財源変動に備え、前もって基金に積み立てる金銭のことをいい、基金は設置目的のためでなければ取り崩すことができません。

億円 〈図 B〉 義務的経費の推移



〈表 2〉 義務的経費の状況

平成 18 年度決算額	
公債費	1,087,450 千円
扶助費	969,503 千円
人件費	1,777,681 千円
合 計	3,834,634 千円



石井町の普通会計における町債と基金の平成 18 年度末現在高は△表 1▽、過去 10 年間の推移が△図 A▽のとおりとなっています。

法令あるいはその性質上から支出が義務づけられていて、削減を図ることが極めて難しい義務的経費とは、職員などの人件費、介護サービス給付や児童手当などの扶助費、建設事業などのために借入れた町債の返済金である公債費のことをいいます。

義務的経費の状況は、平成 18 年度決算額は△表 2▽、過去 10 年間の推移が△図 B▽のとおりとなっています。

公債費については、少なくとも今後 5 年間は 10 億円を下回る見込みはなく、石井町の財政を圧迫していることがわかりたいだけだと思います。

「民俗芸能の祭典・獅子舞」

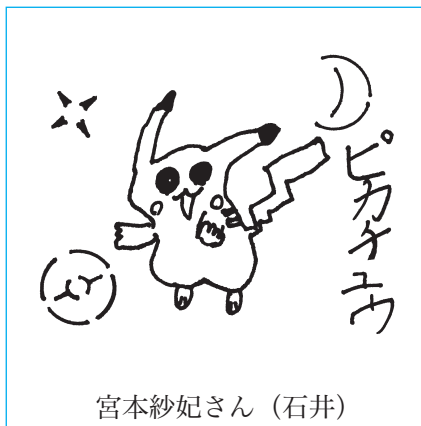


国民文化祭とくしまの祭典・獅子舞」には、県内10団体・県外9団体の参加があり、熱気あふれる獅子舞の演技を見せてくれました。オープニングでは、高川原幼稚園児のかわいいアトラクションや、石井中学校ブラスバンド部の演奏がありました。開幕に花を添えました。



みんなのページだよ!

ひとつことで「獅子舞」といっても団体ごとに獅子の形や踊り方が違っていて、観客は各団体の演技を楽しみ、大きな拍手や歓声を上げていました。ファイナーレでは、獅子舞とあいつこ連が阿波踊りのリズムののつて会場を乱舞し、会場が大きく盛り上がりました。



図書カードを当てよう！ 広報クイズ

○に入る言葉は何でしょう。

【問1】平成18年度一般会計の決算額は、歳入総額76億7,322万1千円、歳出総額〇〇億354万4千円です。

【問2】所得税の確定申告及び贈与税の申告は、3月〇〇日(月)が申告・納付の期限です。

※ 記載例

【問1】-〇〇億

【問2】-3月〇〇日

住所・氏名(フリガナ)・

年齢(または学年)

イラスト・俳句など

ハガキに記入例のように答えを書いて、応募方法により2月29日(金曜日)役場必着でご応募下さい。抽選で10名の方に1,000円の図書カードを進呈します。

また、クイズの答えの後にイラスト・俳句・教えて欲しい事など、どんどん書いて応募してくださいね。

10月号の当選者(敬称略)

※10月号の答え「①地震 ②メタボリック」

河野将之 宮前昴平(石井)、田尾直子(国実)、清水美智代 中川美智子 山口テル子(下浦)、岡崎明(高畑)、小原トシコ 中野祥子(南島)、福田真治(市楽)

10月号広報クイズの応募総数は59通でした。当選者の皆さんおめでとうございます!

短歌・俳句・川柳紹介

なぎし面に

岸辺うつして

ゆられ行く

天然の美や

絵画のごとし

井上 澄子さん (加茂野)

十三夜

窓辺明るく

更けてゆく

大空高く

雲一つ無し

後藤カツエさん (東高原)

秋深し

若作りして

古希迎え

遠き昔へ

ゆめ物語り

中山 幸子さん (関)

天空に

映ゆる紅葉を

見つつ今

感謝するのは

自然の営み

一宮 一郎さん (石井)

紅葉の

北の大地に

そろそろと

冬將軍の

到来告げて

中川 美智子さん (下浦)

散歩道

黄金色した

稲穂たち

心の成長

頭さがるる

美馬トシ子さん (下浦)

奥深き

霧立ち登る

滝の音

神秘の泉

エメラルド色

桑村千代子さん (下浦)

枯れて尚

水路狭める

葦の群生

野口 直之さん (重松)

すすきの穂

おいでおいでと

月まねく

後藤サダ子さん (東高原)

木枯らしや

肌身さす風

冬支度

泉 史子さん (下浦)

秋晴に

松の剪定

鳥の声

福田 眞治さん (市楽)

温暖化

山のハツパは

色遅刻

喜多 盛さん (石井)

感謝して

送迎バスで

敬老会

山口テル子さん (下浦)

さそいあい

健康まつり

たのしみに

後藤 幸子 (東高原)

輝け石井

終の栖と

きめた町

松島 秀子 (石井)

コミュニティ

助成事業

(財)自治総合センターの助成を受け、石井町高川原の三社神社勇獅子保存会が、獅子舞用具一式の整備を行いました。

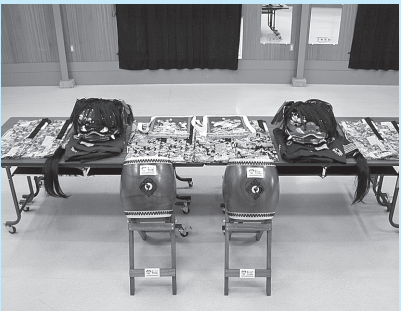


宝くじは豊かさ築くチカラ持ち。

宝くじは、広く社会に役立てられています。



▲獅子頭



▲獅子舞道具一式

応募方法

●ハガキで

◆広報クイズ

◆短歌・俳句・川柳

◆イラスト(かならず黒の油性ペンで書いてください)

い・カラー不可

◆サークル紹介

◆作って欲しいコーナー・教えて欲しい事など

●封書で

◆赤ちゃん紹介(3歳前後・写真、コメントを同封してください)

◆広報いしいの表紙を飾る写真(未発表作に限りま

す)

〒779-3295 高川原字高川原二二二一 石井町役場 「ふれあい広場」係

住所・氏名(フリガナ)・年齢(または学年)をかならず書いて郵便でお送り下さい。

なお、応募多数の場合は掲載できない場合があります。また、応募ハガキ等はお返しできませんので、あらかじめご了承ください。

後期高齢者医療制度が始まります

●資格について

現在、老人保健に加入している方は、3月31日で国民健康保険または被用者保険（健康保険組合等）から脱退し、4月1日より自動的に後期高齢者医療の被保険者となります。

●保険料について

保険料は、保険者全員に負担していただく「均等割額」と、その方の所得に応じて負担していただく「所得割額」の合算により算定されます。賦課限度額（上限額）は、**年額 50 万円**に設定されています。

保険料＝均等割額＋所得割額

均等割額 40,774 円（年額）

所得割額 被保険者本人の基礎控除後の総所得金額等 × 7.43%

※所得割率 7.43%は徳島県全県一律

●保険料の軽減措置について

◆低所得世帯の方への軽減

低所得世帯に属する被保険者については、均等割額が軽減されます。軽減される割合は、世帯の所得に応じて、7割、5割、2割の3種類となります。

総所得金額等が下記の金額以下の世帯（被保険者および世帯主）	軽減割合
33 万円	7割
33 万円 + 24.5 万円 × 当該世帯に属する被保険者の数（被保険者である世帯主を除く）	5割
33 万円 + 35 万円 × 当該世帯に属する被保険者の数	2割

※ 65 歳以上の方の公的年金等に係る所得については、その所得から 15 万円差し引いて計算します。

◆後期高齢者医療に加入する直前まで被用者保険の被扶養者であった方への軽減

新たに本人に保険料の負担が課せられるので、激変緩和として、**制度加入時から 2 年間は、均等割額を 5 割軽減し、所得割は課されません。**また、これとは別に、平成 20 年度については時限措置として、**4 月から 9 月までの間は保険料の徴収はされず、10 月から 3 月までの間の保険料は均等割額が 9 割軽減**され、保険料は年間で約 2,000 円となります。

◎**保険料の試算**は、徳島県後期高齢者医療広域連合 HP (<http://www.koukikourei-tokushima.jp/>) や長寿社会課で行うことが出来ますのでご相談ください。

●医療費が高額になったとき

1 年間（8 月 1 日から 7 月 31 日まで）に支払った「後期高齢者医療」及び「介護保険」の自己負担額の世帯合算額が限度額を超えた場合は、申請によりその金額が高額介護合算療養費として支給されます。

●被保険者証について

被保険者証は、平成 20 年 3 月中に一人 1 枚交付します。

●平成 20 年 3 月下旬に転入・転出などの異動をする方は

4 月 1 日の制度施行に合わせ被保険者証を一括送付するため、3 月下旬に転入・転出等をされた方に、前住地の市町村から保険証等が届く可能性があります。この保険証は使用できないので、前住地の市町村へ返却してください。新しい保険証は、転入先の市町村より交付されます。また、このような場合には、保険証が 4 月に届く場合があります。

●「限度額適用・標準負担額認定証」「特定疾病療養受療証」をお持ちの方は

老人保険制度でこれらの証をお持ちの方は、平成 20 年 3 月末までに後期高齢者医療広域連合から新たに証を交付します。現在お持ちの証は、3 月末で使用できなくなります。

●葬祭費について

葬祭を行う方に対して葬祭費 2 万円が支給されます。

【問い合わせ先】 長寿社会課 TEL 674-6111 徳島県後期高齢者医療広域連合 TEL 677-3666